

「いのち」を守る地方自治を育てる 「島根県エネルギー自立地域推進基本条例」を直接請求

島根原発・エネルギー問題県民連絡会事務局長
島根大学名誉教授 保母武彦

保母武彦



世論調査で、「原発はないほうがいい」の声は7割、8割を占める。だが政府は、原発を「重要なベースロード電源」と位置付け、再稼働を進める方針である。この民意から懸け離れた政府の原発推進方針に、ストップをかける方法はないものか。

原発を含むエネルギー政策の策定は中央集権的であり、「エ



知事(左)に署名を手渡す連絡会の北川代表(2014年2月7日)

ネルギー基本計画」の決定は、国会ではなく閣議である。これを担うのが原子力ムラであり、電力マネーである。佐藤栄佐久・前福島県知事がいう「原発全体主義政策」である。

フクシマの原発災害が明らかにしたことは、原発政策はエネルギーの問題である以前に、「いのち」の問題だということである。「いのち」の問題は住民

の福祉の核心であり、「住民の福祉の増進を図ることを基本」(「地方自治法」)とするのが地方自治体である。地方自治体を「いのち」を守る砦にすることの大切さを教えてくれたのがフクシマだった。

島根県の住民は今、脱原発と再生可能エネルギーの開発・普及をめざして、島根県知事に対して「島根県エネルギー自立地

域推進基本条例」(以下、「県エネルギー条例」という)の制定請求を行なっている。この運動は、地方自治法第74条に定められている直接民主主義の権利を行使する住民運動である。

条例制定の請求には県内有権者総数の2%以上の署名が必要だが、14・3%に当たる8万3323人の署名を集めて2月7日に申請した。原発再稼働問題について住民投票条例を

原発よりも命の海を

④6

請求した大阪市、東京都、新潟県、署名数が有権者の2%から3%、静岡県が5%だったことと比べ、多くの署名が寄せられた。島根県内のどの地域でも、署名の依頼をして90%から95%が署名してくれた。そこからすると、有権者総数約58万人のうち50万人ほどの有権者が支持した運動だったと推察できる。

条例案の基本的考え方は、①省エネルギー化の推進、②再生可能エネルギーの開発と普及、③原子力発電からの計画的な脱却、④行政、県民、事業者等の協働の推進である。

ところが、定例県議会の初日(2月12日)、条例案に附けられた「知事の意見」は否定的なものだった。元大蔵省官僚の知事は、エネルギー政策は国の仕事

だから、条例は不要という固定観念が強い。その観念を合理化するために、故意に誤った数値を持ち出し、事実を歪めた「知事の意見」を議会に提出した。これに対しては、議員から批判意見が出され、請求者側から「知事の見解」の事実誤認を指摘し、撤回、差し替えの要請書も出した。しかし、県議会議員36人のうち22人が自民党であり、ある自民党議員が「知事の意見」を覆すわけにはいかん、といった意見も聞かれる。まだ会期を残している現在、結論は出ていない。

1年後の4月には、県知事と県会議員の選挙がある。前述したように多くの県民に支持されている条例を否決するには、議員とその会派には、それなりの覚悟が必要であろう。その意味でも今回、採決がどのような結果になろうとも、県民が原発問題を真剣に考え、約80000人が自発的に署名集めに立ち上がったことは、必ずや「いのち」を守る地方自治を育てる次のステップへと飛躍する力になったものと確信できる。

保母武彦先生のご紹介

1942年生まれ。名古屋大学経済学部卒業、大阪市立大学大学院、島根大学教授、副学長、理事。島根大学名誉教授。専攻は財政学。著書に、『公共事業をどう変えるか』、『日本の農山村をどう再生するか』(共に岩波書店)など。